

# 広島県土壌汚染対策指針

(平成 16 年 7 月 23 日策定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

(平成 29 年 4 月 1 日改正)

(平成 31 年 4 月 1 日改正)

## 第 1 目的

この指針は、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年広島県条例第 35 号。以下「条例」という。）第 2 章第 4 節に定める土地改変者が行う土地履歴調査、土壌汚染確認調査並びに汚染拡散防止計画書の作成及び汚染の拡散防止措置について、その実施の方法等を示すことにより、条例の円滑な施行を図ることを目的とする。

## 第 2 土地の改変時における土地履歴調査

### 1 土地履歴調査の実施

条例第 40 条第 1 項の規定による土地履歴調査は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年広島県規則第 69 号。以下「規則」という。）第 28 条に規定する事項について、次の方法等により実施するものとする。

(1) 土地の改変をしようとする土地（以下「改変予定地」という。）における過去の土壌関係特定事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴

改変予定地における過去の土壌関係特定事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴は、次により把握すること。

#### ア 調査実施方法

改変予定地における水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に定める特定施設又は条例第 2 条第 8 号に定める汚水等関係特定施設の設置の届出等の状況、不動産（土地、建物）の登記簿、過去の状況が分かる地図、過去の土地又は建物の所有者若しくは近隣の居住者からの聞き取り等による情報その他改変予定地の過去の土地の利用に係る情報を少なくとも昭和 46 年まで遡って調査することにより、土壌関係特定事業場の設置状況等土地の利用状況の履歴について把握すること。

#### イ 過去の土壌調査等の実施に係る情報

改変予定地において、過去に土壌の汚染に関する調査又は浄化対策を実施していることが判明した場合は、土地の利用の履歴に含めること。

(2) 当該土壌関係特定事業場において製造され、使用され、又は処理されていた土壌関係特定有害物質の種類並びに土壌関係特定有害物質の取扱い、排出及び保管の状況

土地の利用の履歴において、過去に土壌関係特定事業場の設置が明らかになった場合は、当該事業場の名称及び業種について把握するとともに、次の事項について調査すること。

#### ア 製造され、使用され、又は処理されていた土壌関係特定有害物質の種類

当該土壌関係特定事業場において製造され、使用され、又は処理されていた全ての土壌関係特定有害物質について把握すること。

#### イ 土壤関係特定有害物質の取扱状況

取扱場所、取扱目的、取扱量（濃度を含む。）、取扱方法、取扱設備、取扱時期等について把握すること。

#### ウ 土壤関係特定有害物質の排出状況

処理方法、排出方法（排出ガス、排水、廃棄物等）、排出先、排出量（濃度を含む。）等について把握すること。

#### エ 土壤関係特定有害物質の保管状況

保管場所、保管方法、保管量（濃度を含む。）、保管時期等について把握すること。

#### オ その他特記事項

イからエまでに定めるもののほか、土壤関係特定有害物質に係る事故の状況、自主的に実施した土壤の汚染状況に係る調査の結果等、土壤関係特定有害物質に係る事項について把握すること。

### 2 土地履歴調査の実施結果の報告

土地履歴調査の実施結果は、規則様式第9号により、様式に定める事項について記載し、改変予定地及びその周辺の地図並びに過去に設置されていた土壤汚染関係特定事業場に係る図面等を添付して、速やかに知事（広島市、呉市及び福山市の区域に係るものについては、当該各市長。以下同じ。）に報告するものとする。

## 第3 土壤汚染確認調査

### 1 土壤汚染確認調査の実施

条例第40条第2項の規定による土壤汚染確認調査は、規則第30条第1項から第5項までに規定する事項について、次の方法等により実施するものとする。

#### (1) 調査実施地点の選定

土壤汚染確認調査の実施地点（以下「調査実施地点」という。）は、過去の土壤関係特定事業場の設置状況等から、規則第30条第1項に規定する過去に取り扱っていた土壤関係特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）の種類ごとに汚染のおそれが最も大きいと認められる地点とすること。なお、調査実施地点の選定に当たっては、次に掲げる事項を考慮して適切に行うこと。

##### ア 過去の土壤関係特定事業場の設置状況

##### イ 調査対象物質の取扱い、排出及び保管の状況

##### ウ 調査対象物質に係る事故の状況

##### エ 自主的に実施した土壤の汚染状況に係る調査の結果

##### オ その他調査対象物質による汚染の可能性に係る情報

#### (2) 調査対象物質の分解生成物に関する調査

(1)の調査対象物質は、規則第30条第2項の規定に基づき、別表に掲げる土壤関係特定有害物質の種類に応じて、同表に掲げる分解生成物である土壤関係特定有害物質を含むものとする。

#### (3) 土壤ガス調査

##### ア 土壤中の気体の採取

規則第30条第2項の土壤汚染対策指針に定める方法は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 試料の採取を行う地点（以下「試料採取地点」という。）は、(1)で選定した調査実施地点とすること。なお、調査実施地点での試料採取が著しく困難な場合は、試料採取が可能であって調査実施地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。

(イ) (ア)で定めた試料採取地点において、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。）第6条第2項第1号に規定する環境大臣が定める方法により、土壌中の気体を採取すること。

#### イ 測定方法

アの規定により採取した気体に含まれる調査対象物質の量を、法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法により測定すること。

### (4) 土壌溶出量調査（規則第30条第1項第1号の規定に基づき実施するものに限る。）

#### ア 土壌の採取

規則第30条第4項の土壌汚染対策指針に定める方法のうち、規則第30条第1項第1号の規定に基づき実施する土壌溶出量調査においては、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 試料採取地点は、(1)で選定した調査実施地点とすること。なお、調査実施地点での試料採取が著しく困難な場合は、試料採取が可能であって調査実施地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。

(イ) (ア)で定めた試料採取地点において、表層の土壌（地表から深さ5センチメートルまでの土壌をいう。以下同じ。）、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌及び深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌（深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合にあっては、当該底面より深い位置にあるものを除く。）を採取すること。

#### イ 測定方法

アの規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法により測定すること。

### (5) 土壌溶出量調査（規則第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づき実施するものに限る。）

#### ア 土壌の採取

規則第30条第4項の土壌汚染対策指針に定める方法のうち、規則第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づき実施する土壌溶出量調査においては、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 試料採取地点は、(1)で選定した調査実施地点及び調査実施地点から四方位に5メートルから10メートルまで離れた各地点とすること。なお、これらの地点のうち、試料採取が著しく困難な地点があった場合は、試料採取が可能であって当該地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。

(イ) (ア)で定めた各試料採取地点において、表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。

(ウ) (イ)の規定により採取された表層の土壌と、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌とを、同じ重量混合すること。

(エ) (ウ)の規定により混合された各試料採取地点の土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

#### イ 測定方法

アの規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、法施行規

則第 6 条第 3 項第 4 号に規定する環境大臣が定める方法により測定すること。

#### (6) 土壌含有量調査

##### ア 土壌の採取

規則第 30 条第 5 項の土壌汚染対策指針に定める方法は、(5) ア(ア)から(エ)までに定めるとおりとすること。

##### イ 測定方法

アの規定により混合された土壌に含まれる調査対象物質の量を、法施行規則第 6 条第 4 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法により測定すること。

#### 2 土壌汚染確認調査の実施機関

土壌汚染確認調査は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 8 項に規定する指定調査機関に行わせるものとする。

#### 3 過去に実施した土壌調査の取扱い

改変予定地において、過去に土壌汚染確認調査と同等以上の土壌調査を実施し、その後、当該改変予定地において調査対象物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該土壌調査の結果を土壌汚染確認調査の実施結果とすることができるものとする。

#### 4 土壌汚染確認調査の実施結果の届出

土壌汚染確認調査の実施結果は、規則様式第 10 号より、様式に定める事項について記載し、調査の実施地点の図面等必要な資料を添付して、調査実施後速やかに知事に届け出るものとする。

### 第 4 汚染拡散防止計画書及び汚染の拡散防止措置

#### 1 汚染拡散防止計画書の作成

条例第 40 条 3 項の規定による汚染拡散防止計画書は、規則第 32 条各号に掲げる事項について、次により作成するものとする。

##### (1) 汚染拡散防止計画書の作成方法

規則第 32 条の土壌汚染対策指針に定める内容は、次に掲げるとおりとすること。

##### ア 土地の汚染の状況

改変予定地の土壌関係特定有害物質による土壌の汚染の状況等を、次により平面別、深度別に把握し整理すること。

(ア) 土壌汚染確認調査の結果、規則第 31 条各号に掲げる基準に適合しない土壌関係特定有害物質による土壌の汚染の状況を、法第 3 条第 1 項に規定する環境省令で定める方法により調査すること。

なお、調査に当たっては、法第 3 条第 8 項に規定する指定調査機関に行わせること。

(イ) (ア)による調査の結果、規則第 31 条各号に掲げる基準に適合しないことを確認した地点等について、必要に応じて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法による詳細な土壌の調査を実施し、汚染土壌のある範囲及び深さを把握すること。

また、必要に応じて、地下水の汚染の状況及び地下水位の状況について調査すること。

なお、詳細な調査に当たっては、汚染の状況及び土地の改変の状況等を考慮して必要な範囲及び深さを選定して行うこと。

## イ 汚染の拡散防止を行う区域

アにより把握し整理した土地の汚染の状況に基づき、汚染の拡散防止を行う区域を設定すること。

## ウ 汚染の拡散防止の方法

汚染の拡散防止の方法は、法施行規則第 40 条第 1 項に定める方法から、汚染の状況、改変予定地周辺の地下水の利用の状況及び土地の改変の状況等を考慮して適切な方法を選定し、規則第 33 条各号に掲げる基準に適合するよう計画を策定すること。

また、土地の汚染の状況に応じて、汚染の拡散防止を行う区域からの汚染土壌又は土壌関係特定有害物質の飛散、揮散又は流出の防止のための応急的な対策を、事前に講じること。

## エ 汚染土壌の搬出の有無及び搬出先

掘削した汚染土壌を改変予定地の外へ搬出する場合には、規則第 33 条第 4 号の規定に掲げる措置を講じること。

また、汚染土壌の搬出に当たっては、運搬中も含めて、汚染土壌又は土壌関係特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するための必要な措置を講じること。

## オ 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期

汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期を明らかにするとともに、主要な工事の実施時期を示すこと。

## カ 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

汚染の拡散防止措置の実施期間中は、周辺環境に支障を及ぼすことがないように、必要に応じて次に掲げる環境保全上の対策を講じること。

(ア) 汚染土壌又は土壌関係特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止する措置が適正に講じられていることを監視し、必要な措置を講じること。

(イ) 地下水の揚水等により地盤沈下又は周辺の井戸への影響が発生しないよう監視し、必要な措置を講じること。

(ウ) 工事等に伴う騒音、振動及び悪臭の発生防止について配慮するとともに、必要な設備を設置すること。

(エ) 汚染土壌の搬出等に係る車両の出入りについては、周辺への環境保全に配慮するとともに、必要な設備を設置すること。

## (2) 汚染拡散防止計画書に関する基準

汚染拡散防止計画書の作成に当たっては、(1)に定める方法により、あらかじめ改変予定地の汚染の状況を把握し、汚染拡散防止計画書の内容が規則第 33 条各号に掲げる基準に適合するものとする。

## 2 汚染拡散防止計画書の提出

条例第 40 条第 3 項の規定による汚染拡散防止計画書は、規則様式第 11 号により、様式に定める事項について記載し、作成した汚染拡散防止計画書を添付して、土地の改変に着手する日の 14 日前までに知事に提出するものとする。

## 3 汚染拡散防止計画書の内容の変更に係る勧告

条例第 41 条第 2 項の規定により、提出した汚染拡散防止計画書の内容が規則第 33 条各号に掲げ

る基準に適合していないと知事が認め、当該汚染拡散防止計画書の内容を変更するよう勧告を受けた場合は、速やかに、当該汚染拡散防止計画書の内容が基準に適合するよう変更し、改めて知事に提出するものとする。

#### 4 汚染の拡散防止措置の実施

条例第 40 条第 4 項の規定による汚染の拡散防止措置は、次により実施するものとする。

##### (1) 汚染の拡散防止措置の適正な実施

汚染の拡散防止措置は、提出した汚染拡散防止計画書の内容に従い適正に実施すること。

##### (2) 記録の保存

汚染の拡散防止措置に係る文書、写真、分析結果等を適切に記録し、これを保存すること。

##### (3) 汚染の拡散防止措置の実施状況の報告

汚染の拡散防止措置の実施状況について、主要な工事の開始又は終了の時期等に、適宜、知事に報告し、必要に応じて協議すること。

##### (4) 汚染拡散防止計画書の内容の変更

汚染の拡散防止措置の実施に当たり、提出した汚染拡散防止計画書の内容を変更する必要がある場合は、変更後の汚染拡散防止計画書を、規則第 33 条各号に掲げる基準に適合するよう作成し、あらかじめ知事に提出すること。

##### (5) 汚染の拡散防止措置の終了

汚染の拡散防止措置が終了したときは、汚染拡散防止計画書に掲げる調査の実施結果等により汚染の拡散防止措置の目標が達成されていることを確認し、速やかに知事に報告すること。

#### 別表（第 3 の 1 の（2）関係）

土壌関係特定有害物質の種類	分解生成物である土壌関係特定有害物質
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン。以下この表において同じ。）	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー。以下この表において同じ。）
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン